

家庭用生ごみ処理機及びコンポスト容器購入費助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般家庭から排出される生ごみを自家処理するために設置する家庭用生ごみ処理機（以下「処理機」という。）及びコンポスト容器（材料を購入して製作したコンポストを含む。以下「容器」という。）について、町がその購入費等の一部を予算の範囲内で助成することにより、生ごみの減量と資源化を促進し、循環型社会形成への一助とすることを目的とする。

(助成の対象)

第2条 助成金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有し、かつ、居住している者
- (2) 処理機又は容器を町内の居住地に設置できる者
- (3) 町税を滞納していない者

2 助成の対象となる経費は、対象者が設置した処理機若しくは容器の購入に係る経費又は容器を製作する材料の購入に係る経費とする。

3 助成の対象となる処理機又は容器の数は、1世帯につき処理機にあつては1台、容器にあつては2基までとする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 処理機1台の購入額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、10,000円を限度とする。
- (2) 容器1基の購入額又は容器1基を製作する材料の購入額に3分の2を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、5,000円を限度とする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、家庭用生ごみ処理機及びコンポスト容器購入費助成金交付申請書（様式第1号）に、処理機若しくは容器の購入又は容器を製作する材料の購入に係る領収書を添付（処理機については、保証書の写しも添付）のうえ、処理機若しくは容器又は容器を製作する材料の購入日から1年以内に、町長へ提出するものとする。ただし、容器を製作する材料の購入に係る経費に対する助成金を申請する場合にあつては、当該容器の設置を完了した日以降の日から申請できるものとする。

2 申請をした日から3年を経過した処理機又は容器については、当該申請はなかったものとみなし、第2条第2項に規定する限度において再申請できるものとする。

(助成金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて処理機及び容器の設置状況を確認したうえで、助成金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定を行い、家庭用生ごみ処理機及びコンポスト容器購入費助成金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第6条 助成金の交付決定の通知を受けた申請者が助成金の交付を請求しようとするときは、家庭用生ごみ処理機及びコンポスト容器購入費助成金交付請求書（様式第3号）を町長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第7条 町長は、前条の規定による助成金交付請求書に基づき助成金を交付するものとする。この場合において、助成金の交付は、原則として口座振替の方法によるものとする。

(助成金の返還)

第8条 町長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けたことを知り得たときは、申請者に対し、助成金を返還させることができるものとする。

(使用者の責務)

第9条 助成金の交付を受けたものは、処理機及び容器の機能が常に良好な状態で保持できるように維持管理しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(家庭用生ごみ処理機器購入費助成金交付要領の廃止)

2 家庭用生ごみ処理機器購入費助成金交付要領（平成13年高根沢町告示第11号）は廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行前に廃止前の家庭用生ごみ処理機器購入費助成金交付要領の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

1 この要綱は、平成26年12月1日から施行する。